

◆新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者への介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が減少し、介護保険料の納付が困難になった第一号被保険者の介護保険料を減免します。

【対象】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第一号被保険者
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる第一号被保険者（保険料が減額される要件）
 - (i) 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が令和2年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
 - (ii) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること

【減免額】

対象①…対象保険料の全額

対象②…対象保険料の一部

（計算方法）減額対象額（A×B/C）に減免割合（d）を乗じた額

A：当該第一号被保険者の対象保険料額

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る令和2年の所得額

C：世帯の主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額

d：主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額に応じた割合

主たる生計維持者の令和2年合計所得金額	減免割合（d）
210万円以下	全額（10分の10）
210万円を超えるとき	10分の8

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和2年の合計所得金額にかかわらず、減額対象額の全額を免除します。

【申請に必要なもの】

対象①	・医師の死亡診断書または診断書	（対象者①②共通） ・介護保険料減免申請書 ・介護保険被保険者証 ・手続きをする人の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど） ・マイナンバーのわかるもの（「通知カード」の場合は、住民票に記載されている住所、氏名等が一致していること）
対象②	・介護保険料減免申請に伴う所得減少見込申告書 ・令和2年の確定申告書控の写し（給与収入のみの場合は源泉徴収の写しなど） ・令和3年中の収入見込み額がわかるもの（売上帳簿、給与明細書など） ・保険金、損害賠償などによる補填金額のわかるもの（保険契約書等） ・事業等の廃止や失業したことがわかるもの（廃業等届出書や事業主の証明等）	

〇お問い合わせ先：高齢者支援課介護保険担当（市役所1階） 0568-44-0326（直通）